日乗連ニュース
ALPA Japan NEWS
www.alpajapan.org　Date　2009.05.18　No. 32 – 59

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田５－１１－４
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

JEX 乗員組合が国際線勤務協定締結
独自運航までの間は
JALI 乗員と同じ勤務条件を実現

JEX では５月８日から国際線（中国線）運航が開始されています。UJX は今期執行委員会発足以来、組合大会等の議論を経て「国際線運航に際しては勤務条件等について協定化・合意が無ければ乗務しない」との方針の下で経営と交渉を重ねてきました。

UJX の要求獲得に向けた取り組みの結果
特別金支給や配車基準も改善！

当初 JEX 経営は他の勤務条件とともに着陸回数制限無しで乗務時間制限＝10 時間、勤務時間制限＝14 時間を提案（JALI では暫定協定で着陸回数２回の場合＝乗務時間：8+30、勤務時間：13＋00）してきました。この提案を受けた UJX は、JALI の制限時間との間に大きな乖離があることから到底納得できず、JALI と同じ制限時間を求めて精力的に交渉を行うとともに、J10 や日乗連への支援要請や豊中市役所記者クラブ（旧伊丹空港おおとり記者クラブ）へのマスコミ BFG を実施するなど利用者の理解を得る活動も積極的に行いました。

こうした取り組みの結果、今春闘で経営は諸要求への回答とともに国際線就航に向けて

- 全員を対象に特別金の支給　機長 6 万円　副操縦士 4 万円
- B737-800 乗員を対象に国際線乗務支度金の支払い　機長 4 万円　副操縦士 3 万円
- 時間外勤務手当や深夜勤務手当の支給
  - ＊ 支払い単価　機長 5,504 円　副操縦士 3,134 円
  - ＊ 割増率　25％
- 乗務時間が 8 時間、就業時間が 13 時間を超えた場合、飛行実績一時金の対象とする
- 出退勤の配車基準の改善

等を回答しました。

また乗務・勤務時間制限については、

- 独自運航開始までの間は「JALI からの出向者と同じ規定で運用する」と回答し、勤務条件等について協定化し、今後ダイヤ改正時等には適宜誠意を持って交渉し合意を得るとの回答も行いました。

UJX では個々の回答内容は不十分ながら、当面（独自運航開始までの間）JALI 出向者と同じ時間制限で乗務するという回答や、勤務条件について協定化するという回答等を評価し、経営との間で国際線運航に関わる勤務協定（経営は「合意書」という名前に固執）を締結するとともに、諸条件について覚書にも合意しました。

JEX でも
国際線運航の DISP BFG は「対面式 BFG」を実施

UJX では初めての国際線であり、また中国路線という特殊な運航環境から、安全問題についても経営との間で積極的な情報交換を行うことや、出先での ATC イレギュラーや整備措置問題等が発生したときの解決についても協定化し（覚書に記載）問題処理を行うことにしています。

経営はこうした協定を締結したにも関わらず、DISP BFG について職場の意見を十分に聞くこともなく、一部職制による「国内線と同程度の運航」という判断からシステム BFG（SELF BFG）を行おうとしていることが運航開始直前に発覚しました。UJX では JAL 機長組合とも連携して会社と交渉した結果、当面「対面式 BFG」を実施することになりました。

UJX がこのような回答を獲得できたことや「勤務条件の協定化」が実現できたのは、まさに組合員が要求に結集し、中途半端な回答に満足することなく精力的に経営と交渉するとともに、産別の支援を得ながら利用者への理解を求めて自ら活動したことによる大きな成果であると言えるでしょう。

ALPA Japanニュース内容の訂正

ALPA Japan NEWS 32-41号のなかで、日本航空労働組合の略称を本来なら「日航労組」と書くべきところ「JAL労働組合」（JAIFIOの名称）と記載してしまいました。本ニュースを直接あるいは日乗連ホームページ上で読まれたJALFIO本部からニュースの訂正と、当該ニュースが訂正されるまでの間ホームページから削除することという要請がありました。事務局では単純なミスであることからJALFIOに謝罪するとともに、この場をお借りしてニュースの当該箇所を「JAL労働組合」から「日航労組」に訂正させていただきます。

具体的には

＊ニュース原稿の内容を訂正し、日乗連ホームページには訂正後のニュースを改めて掲載します。

＊原稿の再発行が必要な組合には改めて発信させて頂きますのでお申し出ください。要請がある組合に再発行します。

以 上

合　意　書

国際運航に関して2009年5月8日からの運航開始について、株式会社ジャルエクスプレスとジャルエクスプレス乗員組合は合意する。

10月25日からのダイヤ改正に際し諸問題について円満協議を行い、合意の上運航を継続していくこととする。

労使双方いずれかが必要と認めた場合、その都度誠意をもって協議を行い諸問題の解決にあたる。

以　　上

2009年4月17日

株式会社ジャルエクスプレス
代表取締役　　渡邊　武憲

ジャルエクスプレス乗員組合
執行委員長　　猿渡　一哉

覚　　書

株式会社ジャルエクスプレス（以下「会社」）とジャルエクスプレス乗員組合（以下「組合」）とは「国際運航に係る暫定就業規定」に関し、次の通り確認する。

１．運用方法

（株）日本航空インターナショナル運航乗務員に適用される勤務時間、並びに乗務時間に係る規定を準用することとする。（含む暫定協定など）

２．有効期間

本覚書の有効期間は2009年5月8日から「独自運航開始」までとする。但し、「独自運航開始」については別途労使間で協議する。

３．その他

(1) 以下について会社組合双方誠意をもって積極的に解決に向け努力する。

① 正確な実態把握と情報の共有

② 不具合発生時の迅速な解決

③ 規程の内容にかかわる協議

以　　上

2009年4月17日

株式会社ジャルエクスプレス
代表取締役　　渡邊　武憲

ジャルエクスプレス乗員組合
執行委員長　　猿渡　一哉

組合注:

合意書、覚書の内容について、2009 年 4 月 17 日の団体交渉で UJX が渡邊社長と確認した事項

＊「独自運航開始」とは

・今後 CAP/FO プロパーでの運航が発生してからすぐ「独自運航開始」とはならない。出向者といえども JEX 独自の基準に順ずる状況になり、かつ、労使間で時期について確認があった時点である。

＊「円満協議」 とは

・事態紛糾の末、組合側が結果的にスト権確立等に至った場合、「円満ではない」ということで組合側が合意について反故（ほご）にしたことにはならない。（ ストを制限するものではない ）

＊10 月 25 日からのダイヤ改正に・・・について

・この協議において「国際運航に係る暫定就業規定」に関する覚書をオーバーライドして合意することはない。